

郡山市立湖南小中学校いじめ防止基本方針

1. いじめ防止等に関する基本的な考え方

子どもたちは、生まれながらにして、一人一人が人間として尊重され、成長及び発達が保障されなければならない。その子どもの心身に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、著しく人権を侵害するものである。本校では「誰一人取り残さない」という SDG s の理念を踏まえ、「いじめは重大な人権侵害である」「いじめ人間として絶対には許されない」という理解のもと、学校全体でいじめの起きない環境や風土づくりに努めるために、いじめにおける基本となる考え方を次の通り示す。

- | |
|--|
| (1) いじめは、どの子にも、どの学校、どの場所でも起こり得るものであるとともに、気付きにくいところで行われる事が多く、発見しにくいものである。 |
| (2) いじめは、重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であるとともに、その態様により、暴行、恐喝、強要等の犯罪行為にもなり得るものである。 |
| (3) いじめはすべての子どもに関係する問題であり、いじめが許されない行為であることについて、子どもが十分に理解できるようにすることが重要である。 |
| (4) いじめの問題の克服は、学校だけで完結するものではなく、家庭・地域・関係機関等がいじめ防止等に一体となって取り組むことにより、初めて可能となるものである。 |

2. 「いじめの定義」について

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。 <u>なお、起こった場所は学校の内外を問わない。</u>

（いじめ防止対策推進法第2条）

3. 組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、基本方針に基づく取り組みの実施、進捗状況の確認、定期検証、基本方針の見直し（PDCA）を行う。委員会については、週1回を原則として開催するものとする。

《構成員》

校長、副校長、教頭、主幹教諭、前期後期生徒指導、前期後期養護教諭 校内スクールカウンセラー
--

＊場合によっては、前期後期教務主任、担任、PTA 代表、保護司等、校長が必要と認める者も追加することができる。

4. いじめ防止の取り組み

(1) 「わかる・できる」授業づくり

- ・すべての児童生徒が「授業に参加できる」、「授業で活躍できる」授業の工夫

- ・「互いに認め合い、学びあえる」授業の工夫
 - ・「思いを伝える」授業の工夫
 - ・習熟の時間や朝の補充学習を活用した基礎・基本的事項の習得
 - ・小中交流授業の推進による中１ギャップの解消
- (２) 小中一貫教育と保育所との連携による人間育成
- ・小中交流（合同行事等）の活動を充実させ、活動を通して「小学生を思いやる心」や「中学生への憧れの心」を育成する。
 - ・小学生と過ごすことによる中学生の規範意識の向上を図る。
 - ・中野保育所との連携による小１プロブレムの防止
- (３) 道徳教育や人権教育の推進
- ・道徳の授業で思いやりや自他の生命を尊重する心情や態度を育成する。
 - ・情報モラルに関する授業や情報モラル教室の実施によるネット上のいじめ防止。
- (４) 学級経営の充実
- ・学級活動等において互いの良さを見つけたり、考え方の違いに気づかせたりする活動を取り入れ、児童生徒の自己有用感や自尊感情を育む。
 - ・いじめに係る情報は抱え込まず、校内組織等で共有し、軽微な事案であっても組織として積極的に認知し、適切に対応するとともに、児童生徒または保護者の意向や訴え等を十分に汲み取って対応する。また、必要に応じてカウンセリングの実施や関係機関等と連携して対応する。
- (５) 社会体験・自然体験・交流活動の充実
- ・体験活動の充実を図り、豊かな心を育成する。
 - ・小中９年間を見通した、体系的・計画的な実施。
- (６) 児童生徒会活動の充実
- ・学校行事の主体的な運営
 - ・委員会活動の充実
 - ・いじめ防止ポスターの作成
- (７) 新型コロナ感染症対策等にかかる活動の充実
- ・生活環境や生活様式の変化等からの不安やストレスについて、十分に考慮した指導を行う。
 - ・発達段階に応じて感染症対策等に係る指導を行い、適切な知識を基に、偏見や差別、誹謗中傷等の行為が行われないようにする。

<郡山市>

- １ 安心して学校生活を送ることができる学校づくり
- ２ いじめについて児童生徒が主体的に考え行動できる指導・支援
- ３ 保護者・地域・関係機関等と連携し情報を共有する
- ４ いじめへの対応等に校長のリーダーシップのもと迅速活組織的に取り組む
- ５ 学校組織をあげて児童生徒一人一人の状況の把握に努める
- ６ いじめ防止に関する啓発活動を行う。
- ７ 教職員のカウンセリング能力やいじめの問題への対応能力等の向上を図るための校内研修を推進する。
- ８ 関係機関等との連携を図った教職員の研修及び児童生徒、保護者への啓発活動を行う。

5. いじめの早期発見の取り組み

いじめの早期発見の基本は、児童生徒のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童生徒の様子に気を配り、見逃さないことが重要である。そのため、本校では以下の事項に重点的に取り組む。

(1) 生活アンケートの実施

- ・年3回実施（6・10・2月）

＊特に11月の教育相談前には、10月のアンケートをもとに児童生徒全員との個人面談を行う。

(2) 家庭訪問や教育相談の実施

- ・家庭訪問による家庭状況の確認。保護者との連携体制と信頼関係の構築
- ・養護教諭やスクールカウンセラーとの連携

(3) 日常の観察

- ・バスの登下校指導と併せた児童生徒観察
- ・欠席状況の確認や生活記録ノートを活用した実態把握
- ・交流授業や合同行事による児童生徒観察

(4) 情報交換

- ・小学校教員と中学校教員との情報交換による生徒理解と変容把握
- ・生徒指導の情報交換会の開催（週1回）
- ・生徒指導全体会による生徒理解（年2回）
- ・子ども教室や地域との連携・情報収集

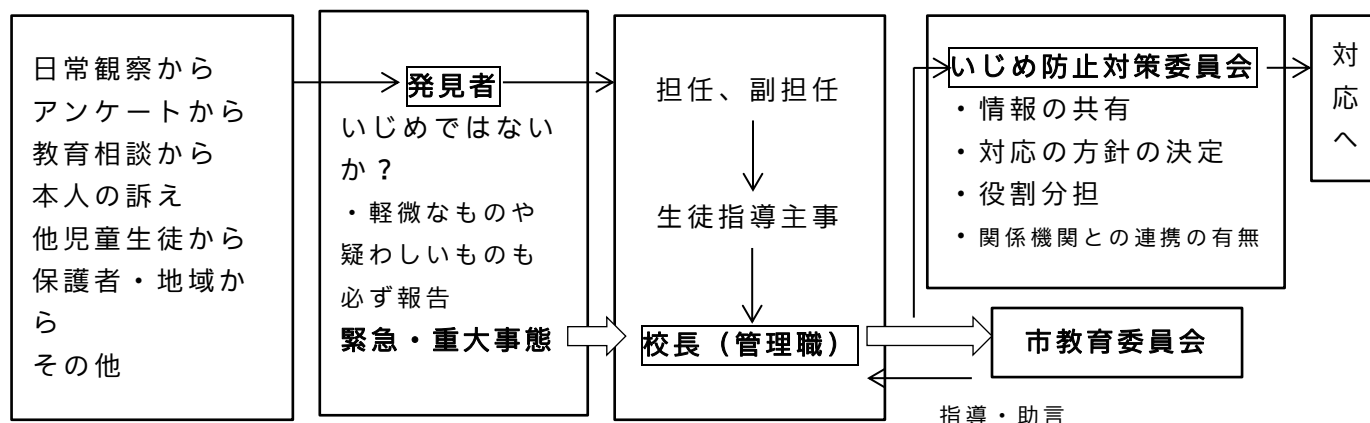
(5) QUの実施による学校生活状況の調査

- ・年1回（5月） 2～9年生で実施

6. いじめの早期対応

いじめの兆候や疑わしい行為を発見した場合には、いじめられている児童生徒を守ることを最優先に迅速で適切な対応が求められる。校長のリーダーシップのもと、いじめ防止対策委員会が中核となり、組織的に対応する。また、学校だけでは解決できない問題に対しては、早期から関係機関との連携も行うようにする。本校では、以下の流れで組織的に対応する。

(1) いじめ報告と対応までの基本的な流れ



（２）重大事態への対応

重大事態への対応の場合には、教育委員会の指導・助言のもと必要に応じて外部専門家等を加える。

重大事態

○いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき

（児童生徒が自殺を企図した場合等）

○いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。

（年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合は、迅速に調査）

＊児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合も

- ①学校は、重大事態が発生した場合、市教育委員会へ事態発生について報告する。
- ②市教育委員会の判断により学校が主体となって事態の調査にあたる場合は、学校の下に調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③いじめを受けた生徒児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- ④調査結果を市教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。
＊市教育委員会が調査主体となる場合は、資料の提出など、調査に協力する。

(3) いじめの対応の留意点

対応対象	具体的対応	保護者との連携や依頼内容
いじめられた側	○本人や周囲からの聞き取りによる被害の的確な把握、迅速な初期対応（担任・生徒指導主事） ○休み時間等の教師による見回りなど被害が継続しない体制作り（全教員） ○いじめの背景や要因の調査による根本的解決（いじめ防止対策委員会） ○関係機関との連携（SC・SSWなど）	○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことで事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
いじめた側	○事実を把握し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止（担任・生徒指導主事） ○いじめの背景や要因の調査による根本的解決（いじめ防止対策委員会） ○関係機関との連携（警察・児童相談所・SC・SSWなど） ○一定期間の通級指導や出席停止等の判断（校長）	○いじめられた児童生徒を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童生徒・保護者への適切な対応（謝罪等）
いじめが起きた集団	○学級全体での話し合いによるいじめをなくす態度の育成（担任） ○自分の意思で善悪をする大切さの指導（担任・生徒指導主事）	○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力 ○その後の様子の情報交換
ネット上のいじめ	○ネット上の不適切な書き込みは、プロバイダへの削除を依頼（生徒指導主事） ○警察署や法務局への相談（管理職）	○保護者会での情報モラルへの啓発活動（PTA総会・学級懇談会）

7. いじめ対策年間指導計画

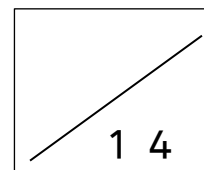
	指導等の内容		
	教職員の活動	児童生徒の活動（いじめ防止に関連する小中の交流行事等）	保護者への活動
4月	○いじめ防止基本方針についての検討（いじめ防止対策委員会） ○いじめ防止基本方針と児童生徒の共通理解（生徒指導全体会） ○家庭訪問の実施（～5月） ○週1回の生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）の開催	○小中合同入学式 ○学級開き・学級のルールづくり ○1年生を迎える会（小） ○新入生歓迎会（7～9）	○PTA 総会での学校方針の説明（校長） ○情報モラルの啓発（学級懇談会） ○保護者との情報交換（家庭訪問）
5月	○家庭訪問 ○QUの実施（2～9）	○小中合同運動会 ○中体連壮行会での応援参加（5）	
6月	○QUの分析と対応の検討（小・中学校部会） ○第1回生活アンケートの実施 ○生活アンケートの情報交換と対応	○3世代交流 ○わくわく湖南（1～6）	
7月		○情報モラル講座（5～9） ○水泳交換会壮行会での応援参加（9） ○職場体験（7・8） ○ぐるっと湖南（5・8）	○保護者との情報交換（学級懇談会）
8月	○夏季休業後の児童生徒の情報交換と共通理解（生徒指導全体会）		
9月	○道徳強化月間	○湖南地区運動会 ○湖岸清掃	
10月	○第2回生活アンケートの実施 ○生活アンケートの情報交換と対応 ○児童生徒との個別面談（各担任）	○小中合同文化祭（水芭蕉祭） ○芋煮会	
11月	○教育相談（各担任）	○湖南地区文化祭 ○3世代交流	○保護者との情報交換（個別懇談）
12月	○いじめ防止強化月間 ○いじめチェックリストの実施（各担任）	○部活動体験（6）	○保護者との情報交換（学級懇談会）
1月	○冬季休業後の児童生徒の情報交換と共通理解（生徒指導全体会）	○鼓笛移杖式	
2月	○第3回生活アンケートの実施 ○生活アンケートの情報交換と対応	○9年生を送る会（7～9）	○保護者との情報交換（学級懇談会）
3月	○中野保育所との情報交換（新1年） ○取組方針の見直し（いじめ防止対策委員会）	○6年生を送る会（1～6）	

8. 児童生徒の行動変化（チェックリスト）

年 番 氏名

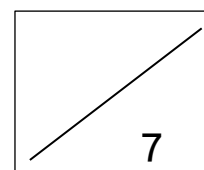
（１）児童生徒の行動変化の注意サイン

- ☐ 少し表情が暗く、不安な様子が見られる。
- ☐ うつむきがちで視線を合わせようとしない。
- ☐ 友だちとのかかわりが少なく、休み時間や清掃時間に 1 人であることが多い。
- ☐ あいさつや返事の声が小さくなる。
- ☐ 保健室や職員室に頻繁に顔を出すようになる。
- ☐ 遊びのなかで孤立しがちになる。
- ☐ 元気がなく、おどおどしている。
- ☐ 健康観察で頭痛、腹痛など体調不良を訴えることが多くなる。
- ☐ 少しのことでイライラしたり、ふてくされたりする。
- ☐ 過度に甘えや、わがままな行動がみられる。
- ☐ 教師との接触を避けるようになる。
- ☐ 集中力が持続できないようになる。
- ☐ 部活動に参加しなくなる。
- ☐ 学校に登校しなくなる。



（２）より重度のサイン

- ☐ 生活ノートや日記、作品等に、気になる表現が見られる。
- ☐ 不眠、食欲不振、体重の減少などのさまざまな身体の不調を訴える。
- ☐ リストカット等の自傷行為が見られる。
- ☐ 家出や放浪をする。
- ☐ 自己否定的、悲観的な言葉が多く、死や非現実的なことに関心をもつ。
- ☐ 自殺に関する報道や話題に興味を示す。
- ☐ 過度に危険な行為に及ぶ、実際に大けがをする。



（教職員研修 2014，6 月号参照）